
第 5 章

総 務

1. 防 犯	45
2. 平 和 啓 発	45
3. 情 報 化 施 策	47
4. 公 有 財 産	54
5. 市 庁 舎	56
6. 契 約 事 務	58
7. 市 税	59

第5章 総務

1. 防犯

本市では、平成16年3月に「宇治市安全・安心まちづくり条例」を制定。平成18年3月に「宇治市防犯推進計画」を策定し、毎年7月10日～19日及び、12月10日～19日のそれぞれ10日間を、子どもはもとより、全ての市民の安全を目的に、市民、事業者、市及び関係機関等が連携して地域の防犯活動に取り組む「市民安全・安心推進旬間」と位置づけ、安全で市民が安心して生活することができるまちづくりを目指して事業を実施している。

また、平成22年3月には、不幸にも犯罪被害に遭った場合、平穏な生活を取り戻すまでの間の支援を目的に、「宇治市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害に遭われた方等の支援に努めている。

◎30年度の主な事業

*市民の防犯意識の啓発

年2回の「市民安全・安心推進旬間」では、7月に「街頭啓発」を、12月に宇治市教育委員会主催の「宇治市子どもの安全な生活を守るネットワーク会議」を開催した。また、10月に「防犯講演会」を実施した。

*地域防犯活動の支援（「宇治市安全・安心まちづくり補助金」）

22小学校全ての校区に対して、小学校区単位の防犯推進組織の活動を支援する補助金を交付した。

なお、第1防犯対策事業に3万円、第2防犯対策事業については、1事業ごとに4,000円交付した。
（合計84万円）

※ 第1防犯対策事業：地域住民への防犯啓発、通学路の点検、児童の登下校時の見守り活動、団体内部における防犯情報の共有、地域ぐるみの防犯パトロールの5事業

※ 第2防犯対策事業：独自の防犯イベント

*宇治市安全・安心まちづくり推進会議

「宇治市安全・安心まちづくり条例」に基づき設置したもので、小学校区の地域防犯活動団体を中心に、関係団体、警察及び行政で構成している。平成30年度は3回開催し、宇治警察署管内犯罪情勢報告や、地域安全マップの作製などを行った。

2. 平和啓発

本市における平和啓発活動は、昭和37年に設立された宇治市平和都市推進協議会（会長＝宇治市長。15団体で構成）を中心として実施されており、事業に要する経費は、宇治市が補助金として交付している。

昭和62年10月、宇治市議会において「核兵器廃絶平和都市宣言」が決議されたのを契機に、同協議会では、宣言の理念に基づいた事業を活発に実施。昭和63年8月には市民の寄附を集めて「平和の像」を市役所前に建立した。平成16年8月には「平和の鐘－祈り－」を建設するとともに、広島市、長崎市、那覇市より寄贈された被爆石・戦災石を設置し、一帯を「平和エリア」として整備した。また、平成2年度からは、平和学習を目的に市内の小・中学生を広島に派遣する「小・中学生平和訪問団派遣事業」を開始、11年度はもう一つの被爆地長崎に、12年度には国内で唯一住民を巻き込んだ地上戦が行われた沖縄へ派遣、以降、毎年小・中学生平和訪問団を派遣している。

◎30年度の主な事業

* 宇治市民平和祈念集会

8月15日の終戦の日に、あらゆる戦争犠牲者の冥福と世界の恒久平和の実現を祈念するため、市役所「平和の像」及び「平和の鐘－祈り－」前の平和エリアで開催。小・中学生平和訪問団員による「核兵器廃絶平和都市宣言」の朗読、「平和の像」への献花や、「平和の鐘－祈り－」の吹鳴にあわせて1分間の黙祷を行った。

* 小・中学生平和訪問団派遣事業

小学6年生と中学1・2年生あわせて20名を2泊3日で沖縄に派遣。沖縄県平和祈念資料館の見学や戦時中、実際に使用された糸数アブチラガマへの入壕をとおして、戦争の愚かさ・悲惨さ、そして平和の大切さを学習した。参加者の感想文は文集として発行し、市内各小・中学校や図書館等公共施設に配布、平和啓発教材として活用してもらっている。

* 「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」

8月22日、幼児や児童、そして同伴の保護者世代を対象とする「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」を、文化センター（文化会館・中央公民館・中央図書館・歴史資料館）にて人権啓発課及び教育委員会とで共催。親子で平和の尊さ、戦争の愚かさ・悲惨さについて学んでもらう場の提供を目的とした。

文化会館では「これからも語り継ごう、戦争の悲惨さ」というテーマで小・中学生平和訪問団員による平和学習成果の報告、平和をテーマとした子ども向け映画の上映を行い、中央公民館では市内小・中学生から募集した「平和の絵」の展示を行い、中央図書館では幼児から小学校中学年程度を対象に、絵本を通じて平和の大切さ・命の尊さを考える「平和図書の読み聞かせ」を実施した。

* 企画コーナー「戦時下の暮らし」

子ども向け雑誌や軍服等を展示し、戦時下の暮らしを振り返る企画コーナーを、歴史資料館で開催した。

* 「平和の絵」展

市内小・中学生に平和の絵を募集し、平和への願いや平和のイメージを絵で表現してもらい、子どもたちが平和について考える機会とした。応募のあった絵は「平和の絵」展と題して中央公民館市民交流ロビー及び市役所1階市民交流ロビーで展示した。

* 平和図書展

宇治市立の3図書館との共催で、戦争と平和に関する図書、当協議会から寄贈した図書を中心に展示・貸出しを行った。

* 平和ロビーコンサート

市主催の「市民交流ロビーコンサート」と共催でコルネットバイオリン・ギター・トロンボーン・歌・ピアノによるコンサートを開催した。

* 宇治市戦争体験アーカイブの作成

戦争体験を収録したアーカイブ第3巻を作成し、市内各小・中学校に平和啓発教材として配布するとともに、市YouTubeチャンネルに動画を掲載した。

3. 情報化施策

本市は行政情報化の推進に向けて取り組んでいる。

(1) 電算システム稼働状況等

本市における電算機の利用は、昭和41年の税の賦課業務に始まり、その後昭和50年代の半ばまで、水道料金計算・給与計算・国民健康保険・国民年金業務等へと、いわゆる大量定型業務処理（バッチ処理）を中心に利用範囲が拡大された。

昭和56年には国民健康保険業務が、昭和57年には老人健康医療業務が漢字オンラインシステムとして稼働し、本市の電算機利用の新たなページを開いた。そして、電算機の高度有効利用を展開していくために、昭和60年には住民情報システムの核となる住民記録システムが稼働した。以後、住民情報をベースとしたシステム（市民税・資産税・軽自動車税・国民年金等）が次々と導入された。

そして、平成4年5月の新庁舎完成を機に庁舎設置方式による電算機の導入及び庁内LAN（ローカル・エリア・ネットワーク）の構築等を行い、情報化の設備基盤の整備を進め、住民情報系システムや財務会計システム等各システムがネットワーク上で稼働を始めた。平成7年には印鑑登録システムが稼働し、これを機に市役所と市内各所にある行政サービスコーナーを電話回線で結び、行政サービスコーナーにおいて、住民票・印鑑証明の即時発行が可能となるオンラインシステムの開発を行い、住民サービスの向上を図った。

その後も健康管理システムや障害福祉システム、法人市民税システム等の開発稼働を行い、高度情報化時代に合わせて、着実に行政の情報化を進めている。また、平成9年度にホストコンピュータの導入を行い、平成10年度ホスト系システムを「持ち込み委託」から導入方式へ移行した。

平成14年度には地域イントラを整備し公共施設を結ぶ光によるネットワーク網を構築し、公共施設の電話をVoIP化することで経費節減を、またインターネットを利用した図書や体育館等公共施設の予約システムを稼働させた。平成17年度には地域イントラを利用し、行政サービスコーナーにおいて税証明発行業務もスタートさせた。

平成16年度より統合型GISの整備を行い、平成17年度に宇治市のホームページよりU.Mapとして行政が保有する情報の公表を始めた。

平成19年度には、住民サービスの向上と効率的な情報システムの確立を目的として開発に参加した京都府・市町村共同システムのうち、公共施設案内予約システム及び統合型GISを稼働し、平成20年度には市町村基幹業務支援システムの中から国民健康保険サブシステムを、平成21年度には住民情報・税情報・国民年金・選挙サブシステムを稼働した。また、平成23年度には市町村基幹業務支援システム福祉系を導入した。

平成24年度には、市民窓口サービス向上のため戸籍情報システムの一部を稼働し、平成25年度に全面稼働した。

宇治市における電算処理の現状

(平成31年現在)

表5-1

			主な業務内容	
行政情報システム	住民情報	住民記録	住民記録システム	住民登録の管理・検索・異動、住民票等各種証明書発行
			印鑑登録システム	印鑑の登録・証明書の発行
			住民基本台帳ネットワークシステム	本人確認情報の提供
			公的個人認証システム	電子証明書の発行、管理
			戸籍情報システム	戸籍の管理・検索・異動、各種証明書発行
	選挙	選挙	選挙システム	選挙人名簿の作成、投票所入場券等の発行
			期日前投票システム	期日前投票の受付管理・郵送
	税務	税務	税収納システム	各種税の収納消込み、納付書・督促状・催告書・納税証明書の発行
			軽自動車税システム	軽自動車一台ごとの登録、課税計算、納税通知書・納付書等の発行
			資産税システム	土地・家屋、償却資産についての課税計算、納税通知書・納付書等の発行
			画地システム	土地の資産税評価の支援
			家屋評価システム	家屋の資産税評価の支援

			主な業務内容	
行政情報報システム	住民	税務	住民税システム	住民税に係る課税計算、納税通知書・所得証明書・納付書等の発行
			法人市民税システム	法人市民税に係る課税計算、納税通知書・納付書等の発行
	住民	教育	図書館蔵書検索・予約システム	利用者登録・返却事務処理。インターネットと携帯電話から市立図書館の蔵書検索・貸出予約が可能。
			学齢簿管理システム	就学関係の名簿・学齢簿・統計表等の作成
	住民	福祉	福祉医療システム	乳幼児医療等受給者の管理、受給者証の発行、レセプトの管理・点検・統計業務
			生活保護システム	生活保護対象者の管理、保護費計算、経理、医療券発行、各種統計表作成
			保育システム	入所児の入所事務管理、保育料の調定収納管理
			児童手当システム	児童手当受給者の管理、支給額の算出、各種通知書の作成
			児童扶養手当システム	児童扶養手当受給者の管理、支給額の計算、各種通知書の作成
			育成学級システム	育成学級対象者の管理、各種通知書の作成、協力金の収納管理
			健康管理システム	基本健診・各種がん検診、予防接種、訪問指導の管理者の抽出、通知書作成
			国民健康保険システム	国保被保険者・世帯の管理、保険証・保険料通知書・納付書等の発行
			介護保険システム	介護認定・保険料の調定収納
			国民年金システム	年金加入者の資格管理、年金手帳発行
			障害福祉システム	障害者情報の管理、各種手帳の受付、進達交付、各種支給決定
			後期高齢者医療システム	収納管理、納付書・各種統計表の作成
	住民	民生	上下水道料金調定収納システム	料金計算、納付書・各種統計表の作成
			公営住宅管理システム	市営住宅使用料の収納管理、共益費管理、納付書・督促状等の作成
			犬の登録管理システム	飼犬の管理・予防注射の通知
			貸付金の利子補給事務管理システム	企業支援業務の管理

		主な業務内容	
行政情報報システム	内 部 情 報 シ ス テ ム	人事給与システム	職員給与の計算、人事異動・定期昇給・給与改定・研修記録等の管理、辞令発行
		財務会計システム	財務計画・予算編成・財産管理・予算執行管理・決算統計資料作成等の処理
		水道財務会計システム	予算編成・予算執行・決算管理・貯蔵品管理・企業債・固定資産等の管理
		政策評価システム	政策評価及び実施計画の進捗管理
		契約管理システム	契約管理・業者選定・入札執行・施工管理・検収、各種統計表の作成
		成績評定システム	工事施工状況の評価
		庶務事務システム	職員の休暇入力、勤務パターンの管理
		文書管理システム	起案、受理文書等の管理、簿冊の登録・管理・廃案
		経営農地管理システム	農地台帳の管理
		地図情報システム	都市情報ファイルを地図にデジタル化し総合計画支援等に活用
		土木設計積算システム	土木工事に係る単価・歩掛りの管理、積算書の作成
		街灯管理システム	街灯の管理
		公園管理システム	公園施設の管理
		水道設計積算システム	水道工事に係る単価・歩掛りの管理、積算書の作成
		給水装置台帳管理システム	給水装置使用者の施設台帳をデジタル管理
		建築確認審査支援システム	建築確認の申請受付から審査までの一連の業務を処理する
		公用車管理システム	市公用車の登録・管理
議事録検索システム	市議会定例会・臨時会・各委員会などの議事録の検索		
例規集検索システム	宇治市例規集及び法令の検索		
市政だより編集システム	画像等の加工・紙面レイアウト		

			主な業務内容
行政情報システム	内部情報システム	ホームページ作成管理システム	各課でのコンテンツ作成と管理
		グループウェア	インターネットメールの送受信、庁内メール、会議室予約等
		セキュリティシステム	ICカードを利用したネットワークセキュリティの強化

(2) ネットワーク環境の整備

平成10年に情報インフラ整備の一環としてLAN整備を行い、各課へパソコンを設置し多くのシステムをネットワーク上で稼働させ、高度行政情報化を進めた。

平成14年度宇治市公共施設ネットワーク稼働にともない、住民情報流出事件の経験を生かし、利用者の権限管理のためのICカード導入・ネットワーク内の安全性を高めるためのLAN内VPNによる通信の暗号化を行った。平成15年度からは業務の効率化を図るため、必要な職員に1人1台のパソコンの配布を行っている。平成28年度には、平成27年12月25日付総務省通知に基づいた自治体情報セキュリティ強靱化対策を講じるため、ネットワークの環境整備を行った。

(3) 地域情報化への取組状況

本市においては、平成5年に情報化基本計画の必要性を提唱し、翌6年には市内において地域情報化研究委員会を設置し、本市が地域情報化を進めていく上での基本的な考え方等の調査研究を行い、平成7年には本研究委員会において「宇治市地域情報化基本構想」を策定し、本基本構想を本市における地域情報化推進の指針と位置づけた。

平成9年度から、この「宇治市地域情報化基本構想」のもとで本市における具体的な地域情報化の基本計画づくりに取り組むこととなり、宇治市第4次総合計画に掲げる基本理念「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」をめざして、情報通信技術を活用した市民生活の向上と産業振興、行政の効率的運営とサービス向上を図るために、平成12年度において「宇治市地域情報化計画」を策定した。

平成13年度に、総務省の補助を得て、大部分の市内公共施設を光ファイバー（1Gbps）で結び、今後地域イントラネットの基盤となる、宇治市公共施設情報ネットワークを構築し、平成14年度からは多くのシステムが、新たなネットワーク上で稼働しはじめ、市民向けでは、図書館蔵書・体育館施設がインターネットで予約可能となった。

平成15年度には総務省の地域情報化モデル事業に取り組み、市民団体向けに市民ポータルサイトの「eタウン・うじ」を構築し、平成18年度には(財)地方自治情報センターのe-コミュニティ形成支援事業に取り組み、一般市民向けに京都山城地域SNS「お茶っ人」を構築し、地域の活性化につなげるため多くの市民団体や一般市民が参加されている。なお、22年度にはNPO法人の認可を受けられた市民団体への移管手続きを行い、以降は同団体が「eタウン・うじ」「お茶っ人」の運営主体を担っている。

(4) 情報公開条例の制定

情報公開制度は、市民に開かれた行政の推進を図るとともに市民と行政の信頼関係を確立していくためには必要不可欠な制度である。

市における情報公開の制度化に至る流れは、平成5年5月に市民各層の各団体の代表者や学識経験者を委員として組織された「宇治市情報公開制度懇話会」が、平成8年4月に「宇治市における情報公開制度について」の提言をまとめ、市長に報告したことに始まる。

市では、この提言を尊重し、慎重かつ信頼性の高い制度づくりを進め、平成9年10月に議会の情報公開特別委員会での議論を経て情報公開条例案が可決され、「宇治市情報公開条例」として平成9年10月16日に公布、平成10年4月1日に施行した。

この条例では、情報の公開を求める市民の権利を「知る権利」の具体化されたものとして保障することにより、市民に開かれた公正な行政を推進し、市民生活の向上に寄与することを目的としている。

しかし、条例施行後、数年が経過する中で、情報技術の発展など情報公開制度を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、それに対応すべく市は、平成17年3月に「宇治市情報公開条例」の改正を行い、行政の諸活動の説明責務、電磁的記録を公開対象とすること及び請求権者を「何人も」に拡充することなどを盛り込み、平成17年4月1日に施行した。

市では、実効性のある、より充実した情報公開制度を確立することにより、市政への積極的な市民参加の一層の推進に努めている。

(5) 個人情報保護条例の制定

個人情報保護条例は、市民のプライバシーなど個人の権利利益を保護するため個人情報の適正な取扱いの確保を図るものである。

この条例は、個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を防止するため、市が取り扱う個人情報については、その取扱基準を定め、市民に自己の個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を付与し、是正の申出を保障するものである。さらに、民間事業者の個人情報保護の責務についても明らかにし、また、個人情報の流出による市民の権利利益の侵害の予防、回復手段等について規定している。

宇治市個人情報保護条例は、電子計算機で処理する個人情報に限らず、手作業で処理するものも対象とする総合的な個人情報保護の制度として平成11年4月に施行された。また、施行直後に明らかになった住民情報流出事件の苦い経験を教訓として、平成15年8月には個人情報保護の仕組みを強化する条例改正が行われた。

しかし、条例施行後数年が経過する中で、情報技術の発展、個人情報の保護に関する法律の施行等、個人情報保護制度を取り巻く社会情勢が大きく変化してきたことから、市は平成18年2月に個人情報保護制度の見直しについて「宇治市個人情報保護審議会」に諮問し、平成18年12月に答申を得た。平成19年3月議会において、この答申に基づく個人情報保護条例の全部改正が可決され、平成19年9月1日に施行した。

この改正により、従来の制度に加えて、個人情報の利用目的を明示する義務が明記され、また、個人情報保護審議会の権限が明確にされるなど、より充実した個人情報保護制度が確立された。

市では、職員に対する研修の実施等を通して、条例に基づいた個人情報の適正な取扱いに努めている。

4. 公有財産

(1) 土地及び建物

財 産 に 関 す る

表5-2

区 分			土 地 (地 積)			建			
			前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	木 造 (延面積)			
						前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	
政 府 財 産	行 用 財 産	市 庁 舎	m ² 20,399.32	m ² 0	m ² 20,399.32	m ² 0	m ² 0	m ² 0	
		行政 機関 その他 の	消 防 施 設	9,120.38	0	9,120.38	0	0	0
			そ の 他 の 施 設						
		小 計	29,519.70	0	29,519.70	0	0	0	
	公 共 財 産	学 校	635,332.94	0	635,332.94	0	0	0	
		市 営 住 宅	61,910.12	0	61,910.12	0	0	0	
		公 園	445,127.72	0	445,127.72	299.35	0	299.35	
		そ の 他 の 施 設	1,196,239.30	36,538.24	1,232,777.54	9,781.14	0	9,781.14	
		墓 地	106,030.24	0	106,030.24	0	0	0	
		用 悪 水 路	133,747.54	1,591.86	135,339.40				
		小 計	2,578,387.86	38,130.10	2,616,517.96	10,080.49	0	10,080.49	
	合 計			2,607,907.56	38,130.10	2,646,037.66	10,080.49	0	10,080.49
	普 通 財 産	宅 地	65,249.59	△1,667.14	63,582.45	155.20	0	155.20	
山 林		828,603.81	0	828,603.81					
雑 種 地		6,270.83	19.24	6,290.07					
池 沼		72,944.06	△1,197.31	71,746.75					
溜 池		30,681.00	0	30,681.00					
合 計			1,003,749.29	△2,845.21	1,000,904.08	155.20	0	155.20	
総 合 計			3,611,656.85	35,284.89	3,646,941.74	10,235.69	0	10,235.69	

調 書

(平成31年3月31日現在)

物

非 木 造 (延面積)			延 面 積 合 計		
前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
26,917.29	0	26,917.29	26,917.29	0	26,917.29
6,058.04	0	6,058.04	6,058.04	0	6,058.04
32,975.33	0	32,975.33	32,975.33	0	32,975.33
194,704.78	0	194,704.78	194,704.78	0	194,704.78
51,979.61	0	51,979.61	51,979.61	0	51,979.61
16,219.42	0	16,219.42	16,518.77	0	16,518.77
78,664.35	0	78,664.35	88,445.49	0	88,445.49
275.00	0	275.00	275.00	0	275.00
341,843.16	0	341,843.16	351,923.65	0	351,923.65
374,818.49	0	374,818.49	384,898.98	0	384,898.98
2,287.86	0	2,287.86	2,443.06	0	2,443.06
2,287.86	0	2,287.86	2,443.06	0	2,443.06
377,106.35	0	377,106.35	387,342.04	0	387,342.04

5. 市 庁 舎

(1) 今日までの庁舎

昭和26年3月、久世郡宇治町・槇島村・小倉村・大久保村・宇治郡東宇治町が合併により、人口38,231人（昭和25年10月1日付）14課2局4出張所、職員数181名体制により市制が施行された。旧宇治町役場庁舎を市庁舎として継続使用。宇治市宇治妙楽160番地の1に市役所を置く。

昭和38年8月には、人口8万人を想定して現在地へ庁舎を新築し、移転する。その当時、人口55,842人（昭和38年8月31日付）1室1部15課1所、職員数375名体制。

その後、大都市近郊という地理的条件から市内各地で宅地開発が行われ、人口が急増。行政事務事業の増大と多様化により職員が増加し、庁舎が狭隘となるが、西館庁舎の増築、他施設の転用、プレハブの建設、民間建物の借用などの分散（8カ所）化で対処する。しかし、この分散化により市民サービス及び事務効率に課題が生じ、昭和56年、庁舎問題の検討に入る。

昭和58年新庁舎計画の第1期事業として議会棟を建設、平成4年3月に第2期事業分を完成し、同年11月には既設庁舎解体及び外構整備工事を終え、竣工する。現在、人口186,657人（平成31年4月1日付）、9部3室45課（市長部局）、全職員数1,423名体制。

(2) 庁舎のよそおい

市道宇治白川線に沿った南北350mの区間をシビックゾーンと位置づけ公共施設の配置を積極的に行った結果、北から地方法務局、簡易裁判所、宇治市庁舎、うじ安心館（保健・消防センター）、総合福祉会館、産業会館、上下水道部庁舎、生涯学習センター、さらに南方には、文化センター（中央公民館、歴史資料館、中央図書館、文化会館）を配置している。市庁舎には、これら施設の中心的な役割を担うに相応しい施設としての装いを備えている。

旧庁舎時代に分散配置していた、教育委員会事務局、上下水道部営業課及び下水道関係課も本庁舎に配置する。

所在地	宇治市宇治琵琶33番地
敷地面積	17,888㎡
本庁舎	平成4年建設
	建築面積 4,426㎡
	延床面積 18,579㎡
	規模 地上8階 地下1階 高さ43.2m
	構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
議会棟	昭和58年建設
	建築面積 1,325㎡
	延床面積 3,742㎡
	規模 地上4階
	構造 鉄筋コンクリート造

西 館	昭和49年建設	
	建築面積	735㎡
	延床面積	2,619㎡
	規模	地上4階
	構造	鉄筋コンクリート造
市民駐車場	北側駐車場	169台
	南側駐車場	14台
	南側二層式駐車場	78台

(3) 庁舎の特徴

本庁舎は、歴史と文化に育まれた宇治市が、京都府南部の中核都市として、21世紀のシンボルとなることを願って建設された。昭和58年に完成した議会棟を中心とした第1期庁舎と一体化を図り、市民の皆様に愛される市役所を目指したものである。

高齢者や障害者の方々をはじめ、市民にとって「わかりやすい、利用しやすい」庁舎であることを第一義とし、高度情報化社会にも十分に対応できるものとなっている。

エスカレーターにより1、2階を一体にした集合窓口の採用をはじめ、障害者やお年寄りに優しい工夫をしている。また、明るく開放的な庁舎にしようと、オープンフロアを採用し、緑を十分に取り入れている。それに加えて、「ゆとり」と「うるおい」を重視してゆとりの空間を作り、市民交流ロビー、展示コーナー、行政資料コーナー、来庁者子育て支援コーナー（来庁者こども一時預かり、子育て相談等）などを設けている。

先進的な特徴としては、省エネルギー対策として中央監視装置の導入を行い、ハッチ、バルコニーの設置によって安全性に配慮している。高度情報化への対応として、OA床、光ファイバーを取り入れている。

また、眺望の良い8階に食堂を配置している。

平成14年3月から地球温暖化対策実行計画に基づき、市庁舎屋上に発電容量20kwの太陽光発電システムを設置し、運転を開始した。さらに、平成22年3月からは発電容量10kwの太陽光発電システムを増設し運転している。平成17年には、1階障害者トイレにオストメイト対応装置を設置したほか、AEDを市民交流ロビーに配置しており、平成26年には、地球温暖化対策の一環として、電気自動車等の次世代自動車の普及促進を図るため、電気自動車用急速充電器を設置した。また、平成29年には、受付窓口の混雑緩和を図るために、市民課窓口に従来設置していた受付番号のディスプレイを更新し、同様に混雑していた国民健康保険課にも受付番号ディスプレイを新設して、市民利便の充実を図っている。

6. 契約事務

契約課においては、市長部局及び公営企業等から依頼を受け、工事請負・建設コンサルタント業務等・物品購入等・役務業務それぞれについて入札・契約事務を行っている。なお、入札・契約手続の一層の透明性・客観性・公平性を確保するため、学識経験を有する者等による入札監視委員会を設置し、年4回定例会議を開催している。

○ 契約実績（平成30年度）

契約課において、入札（一般競争・指名競争）・競争見積・特命随意契約を行っている事務処理件数は、次のとおりである。

表5-3

		総処理 件数	契 約 成 立 (件数)			契 約 成 立 (金額：円)		
			件数	市内	準市内	市外	総 額	市内受注額
工 事	入 札	133	133	123	0	10	6,277,089,791	4,218,818,048
	競 争	0	0	0	0	0	0	0
	特 命	8	8	1	0	7	104,662,567	3,520,999
	計	141	141	124	0	17	6,381,752,358	4,222,339,047
コ ン サ ル タ ン ト	入 札	72	72	45	1	26	301,860,182	66,512,880
	競 争	1	1	0	0	1	49,680,000	0
	特 命	8	8	0	0	8	25,962,660	0
	計	81	81	45	1	35	377,502,842	66,512,880
物 品	入 札	50	50	8	5	37	340,172,133	11,960,116
	競 争	32	32	18	1	13	15,211,723	7,940,372
	特 命	6	6	0	0	6	21,195,119	0
	計	88	88	26	6	56	376,578,975	19,900,488
役 務	入 札	97	97	40	0	57	653,897,083	269,805,628
	競 争	16	16	11	0	5	32,353,960	277,420
	特 命	113	113	3	0	110	468,380,200	25,991,738
	計	226	226	54	0	172	1,154,631,243	296,074,786
総 合 計	入 札	352	352	216	6	130	7,573,019,189	4,567,096,672
	競 争	49	49	29	1	19	97,245,683	8,217,792
	特 命	135	135	4	0	131	620,200,546	29,512,737
	計	536	536	249	7	280	8,290,465,418	4,604,827,201

7. 市 税

(1) 税 率

表5-4

(平成31年4月1日現在)

税 目		税 率					
市 民 税	個人	均等割	3,500円（平成26年度から令和5年度までに限り500円を加算した額）				
		所得割	6 / 100				
	法人	均等割	資本金等の額※1		従業者数	税 率	
			50億円を超える法人		50人超	3,600,000円	
					50人以下	492,000円	
			10億円を超え50億円以下の法人		50人超	2,100,000円	
					50人以下	492,000円	
			1億円を超え10億円以下の法人		50人超	480,000円	
					50人以下	192,000円	
			1,000万円を超え1億円以下の法人		50人超	180,000円	
50人以下	156,000円						
1,000万円以下の法人		50人超	144,000円				
上記以外の法人等		60,000円					
	法人税割	12.1 / 100					
固定資産税		1.4 / 100					
市 民 税	軽自動車税	車 両 区 分			標準税率		
					新税率	旧税率	
		原動機付 自 転 車	総排気量 又は 定格出力 (電気)	50cc以下又は0.6kW以下のもの（ミニカーを除く。）		2,000円	
				50cc又は0.6kWを超え、90cc又は0.8kW以下のもの		2,000円	
				90cc又は0.8kWを超え、125cc又は1.0kW以下のもの		2,400円	
				ミニカー（三輪以上で50cc以下又は0.6kW以下のもの）		3,700円	
		軽自動車	二 輪 三 輪 四 輪 660cc 以下	125ccを超え250cc以下のもの（側車付のものを含む。）		3,600円	
				660cc以下		※2 3,900円	3,100円
				乗 用	営 業 用	※2 6,900円	5,500円
		自 家 用	※2 10,800円		7,200円		
		貨 物	営 業 用	※2 3,800円	3,000円		
			自 家 用	※2 5,000円	4,000円		
		小 型 特 殊 自 動 車		農耕作業用		2,400円	
そ の 他				5,900円			
二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）		6,000円					
市たばこ税		5,692円 / 1,000本（旧3級品4,000円 / 1,000本）					
鉦 産 税		1 / 100（鉦物の価格合計額は200万円以下 0.7 / 100）					
特別土地保有税		平成15年度から新規課税停止					
都市計画税		0.25 / 100					

※1 「資本金等の額」か「資本金と資本準備金の合計額」のいずれか大きい方で均等割の税額を判定します。

※2 平成27年4月1日以降に最初の新規検査（新車登録時）を受けた車両

(2) 市税の内訳（収入額）

表5-5

平成31年4月1日現在（単位：千円、％）

税目	区分	平成30年度		平成31年度	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
市 民 税		11,707,546	48.9%	11,442,411	47.9%
	個人分	9,950,951	41.6%	9,950,193	41.7%
	法人分	1,756,595	7.3%	1,492,218	6.2%
固 定 資 産 税		9,406,536	39.3%	9,549,214	40.0%
軽 自 動 車 税		303,826	1.3%	324,248	1.4%
市 た ば こ 税		863,932	3.6%	894,561	3.7%
鉱 産 税		1	0.0%	1	0.0%
特 別 土 地 保 有 税		1	0.0%	1	0.0%
都 市 計 画 税		1,658,112	6.9%	1,671,660	7.0%
合 計		23,939,954	100.0%	23,882,096	100.0%

(3) 納税義務者数

○ 個人市民税（令和元年7月1日現在）

表5-6

（単位：人）

納税義務者数	均 等 割 の み を 納 め る 者	所 得 割 の み を 納 め る 者	均 等 割 と 所 得 割 を 納 め る 者
87,840	4,545	0	83,295

資料：課税状況調

○ 法人市民税（令和元年7月1日現在）

表5-7

総 数	内 訳								
	第9号	第8号	第7号	第6号	第5号	第4号	第3号	第2号	第1号
3,659	16	7	121	20	79	50	482	20	2,864

(注) 地方税法第312条第1項の区分による

資料：課税状況調

○ 固定資産税（平成30年度概要調書）

表5-8

区 分	納 税 義 務 者 (人)
土 地	55,439
家 屋	61,953
償 却 資 産	1,190
合 計	118,582

* 免税点以上のもの

(4) 有租地面積（平成30年度概要調書）

表5-9

(単位：千㎡)

	総数	田	畑	宅地	山林	その他
平成30年度	39,312	2,268	1,014	12,403	20,060	3,567

注：単位未満四捨五入のため、総数とその内訳の合計は必ずしも一致しない。*免税点以上のもの

(5) 市税の調定額及び収納率（平成30年度決算見込）

表5-10

(単位：千円、%)

税目	区分	調定額	収納額	収納率
市民税	現年度分	11,727,959	11,618,393	99.1
	滞納繰越分	334,439	121,072	36.2
	小計	12,062,398	11,739,465	97.3
固定資産税	現年度分	9,367,821	9,257,217	98.8
	滞納繰越分	313,194	136,378	43.5
	交付金	109,111	109,111	100.0
	小計	9,790,126	9,502,706	97.1
軽自動車税	現年度分	305,712	298,091	97.5
	滞納繰越分	19,208	5,679	29.6
	小計	324,920	303,770	93.5
市たばこ税		897,894	897,894	100.0
鉱産税		0	0	0.0
特別土地保有税	現年度分	0	0	0.0
	滞納繰越分	0	0	0.0
	小計	0	0	0.0
都市計画税	現年度分	1,660,868	1,641,333	98.8
	滞納繰越分	56,116	24,479	43.6
	小計	1,716,984	1,665,812	97.0
合計	現年度分	24,069,365	23,822,039	99.0
	滞納繰越分	722,957	287,608	39.8
	小計	24,792,322	24,109,647	97.2

※ 06表より転記